

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年3月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000358 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2000107 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(昭和48年3月1日)及び取得年月日(昭和48年7月1日)の記録を取り消し、昭和48年3月から同年6月までの標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和48年3月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は請求者に係る昭和48年3月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和48年3月1日から同年7月1日まで

私は、請求期間もA社で継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、請求期間における被保険者記録が抜けている。請求期間当時の給料支払明細書等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、請求者から提出された昭和48年分の源泉徴収票及び請求期間に係る給料支払明細書並びに同僚の陳述により、請求者が、請求期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、昭和48年2月のオンライン記録における標準報酬月額並びに給料支払明細書における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間において、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届や厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所が資格喪失年月日及び資格取得年月日を記録することは考え難いことから、事業主が厚生年金保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果として、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。